1

令和元年第４回

多治見市議会定例会議案

令和元年８月23日

目　　　　次

報第17号　専決処分の報告について ……………………………………………1
報第18号　専決処分の報告について ……………………………………………2
報第19号　専決処分の報告について ……………………………………………3
報第20号　専決処分の報告について ……………………………………………4
認第１号　平成30年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について …………5
認第２号　平成30年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………6
認第３号　平成30年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………7
認第４号　平成30年度多治見市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………8
認第５号　平成30年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………9
認第６号　平成30年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………10
認第７号　平成30年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………11
認第８号　平成30年度多治見市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………12
認第９号　平成30年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について …………………………………………………………………13
認第10号　平成30年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………14
認第11号　平成30年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ……………………………………………………………………15
報第21号　平成30年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について ……16
報第22号　平成30年度多治見市継続費精算報告書の提出について ………………17
報第23号　平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ……………20

報第24号　平成30年度多治見市下水道事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率の報告について ……21
報第25号　平成30年度多治見市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率の報告について ……22
認第12号　平成30年度多治見市水道事業会計決算の認定について ……23
議第97号　平成30年度多治見市水道事業会計利益の処分について ……24
認第13号　平成30年度多治見市病院事業会計決算の認定について ……25
報第26号　平成30年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について ……26
報第27号　平成30年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について ……27
報第28号　平成30年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について ……28
議第98号　多治見市犯罪被害者等支援条例を制定するについて ……30
議第99号　多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて ……33
議第100号　多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて ……38
議第101号　多治見市タバコの害から市民を守る条例を制定するについて ……44
議第102号　多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて ……48
議第103号　会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて ……59
議第104号　多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて ……64
議第105号　多治見市印鑑条例の一部を改正するについて ……65
議第106号　多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて ……67
議第107号　多治見市手数料条例の一部を改正するについて ……69
議第108号　多治見市手数料条例の一部を改正するについて ……71
議第109号　多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例の一部

を改正するについて ……72
議第110号　多治見市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正するについて ……73
議第111号　多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて ……74
議第112号　多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて ……76
議第113号　多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正するについて ……77
議第114号　多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて ……78
議第123号　損害賠償の額を定めるについて ……79
議第124号　損害賠償の額を定めるについて ……80
議第125号　指定管理者の指定について ……81
議第126号　指定管理者の指定について ……82
議第127号　指定管理者の指定について ……83
議第128号　町の区域の変更について ……84
議第129号　東濃農業共済事務組合規約の変更について ……85
議第130号　東濃農業共済事務組合の解散について ……86
議第131号　東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について ……87
議第132号　多治見市教育委員会委員の任命について ……88
議第133号　市道路線の廃止及び認定について ……89
議第134号　市道路線の廃止について ……90
議第135号　市道路線の認定について ……91
議第136号　市道路線の認定について ……92
議第137号　市道路線の廃止及び認定について ……93

報第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第８号

損害賠償の額を定めるについて

令和元年６月13日午前９時頃、多治見市立北栄小学校体育館北側付近で、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、同校敷地内通路に駐車中の工事作業用トラックに当て、同車両左フロントドアガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和元年７月１日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　33,156円

報第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第９号

損害賠償の額を定めるについて

平成31年４月16日午前11時31分頃、羽島市正木町須賀小松122番地付近の信号のない交差点において、本市職員（子ども支援課所属）の運転する公用車が、優先道路を直進中、左側道路より一旦停止せず直進して来た普通自動車に衝突し、同車両右側面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和元年７月11日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　18,000円

報第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第10号

損害賠償の額を定めるについて

平成31年２月26日午後２時15分頃、市内音羽町３丁目地内の道路において、本市職員（高齢福祉課所属）の運転する公用車が、国道248号に向け西進中、北側のガソリンスタンドから左折しようと進入して来た軽自動車に衝突され、同車両右前方が破損した。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和元年７月17日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　50,913円

報第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第11号

損害賠償の額を定めるについて

令和元年５月９日午前11時20分頃、市内笠原町地内の信用金庫駐車場において、本市職員（笠原小学校附属幼稚園所属）が私有自動車の公務使用の許可を受け運転する軽自動車が、左隣の駐車スペースに駐車しようと停止していた普通自動車に接触し、同車両右側後方部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和元年８月５日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　208,084円

認第１号

平成30年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第２号

平成30年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第３号

平成30年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第４号

平成30年度多治見市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第５号

平成30年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第６号

平成30年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第７号

平成30年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第８号

平成30年度多治見市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第９号

平成30年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見駅北土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第10号

平成30年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第11号

平成30年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成30年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

報第21号

平成30年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第５項の規定により、平成30年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

報第22号

平成30年度多治見市継続費精算報告書の提出について

平成30年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第２項の規定により報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市継続費精算報告書

一般会計

（単位:円）

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 幼稚園費	愛児・精華統合幼稚園建設事業	29	396,336,000	12,571,000	345,500,000		38,265,000	206,019,400		185,400,000		20,619,400	190,316,600	12,571,000	160,100,000	0	17,645,600
			30	184,070,000		165,600,000		18,470,000	358,328,860	18,261,000	305,700,000		34,367,860	△ 174,258,860	△ 18,261,000	△ 140,100,000	0	△ 15,897,860
			計	580,406,000	12,571,000	511,100,000	0	56,735,000	564,348,260	18,261,000	491,100,000	0	54,987,260	16,057,740	△ 5,690,000	20,000,000	0	1,747,740
10 教育費	8 学校給食費	昭和小学校近接校対応調理場建設事業	28	503,003,000	57,519,000	439,000,000		6,484,000	0				0	503,003,000	57,519,000	439,000,000	0	6,484,000
			29	242,173,000	25,163,000	148,200,000		68,810,000	529,781,400	57,519,000	433,500,000		38,762,400	△ 287,608,400	△ 32,356,000	△ 285,300,000	0	30,047,600
			30	30,613,000				30,613,000	235,805,406	24,906,000	127,800,000		83,099,406	△ 205,192,406	△ 24,906,000	△ 127,800,000	0	△ 52,486,406
			計	775,789,000	82,682,000	587,200,000	0	105,907,000	765,586,806	82,425,000	561,300,000	0	121,861,806	10,202,194	257,000	25,900,000	0	△ 15,954,806

平成30年度多治見市継続費精算報告書

下水道事業特別会計

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画 年割額	全体計画 左の財源内訳 特定財源 国県支出金	全体計画 左の財源内訳 特定財源 地方債	全体計画 左の財源内訳 特定財源 その他	全体計画 左の財源内訳 一般財源	実績 支出済額	実績 左の財源内訳 特定財源 国県支出金	実績 左の財源内訳 特定財源 地方債	実績 左の財源内訳 特定財源 その他	実績 左の財源内訳 一般財源	比較 年割額と支出済額の差	比較 左の財源内訳 特定財源 国県支出金	比較 左の財源内訳 特定財源 地方債	比較 左の財源内訳 特定財源 その他	比較 左の財源内訳 一般財源
2 事業費	2 建設費	土岐川左岸ポンプ場機械・電気工事	28	534,642,000	267,321,000	240,500,000	26,821,000	0	180,000,000	90,000,000	80,900,000	9,100,000	0	354,642,000	177,321,000	159,600,000	17,721,000	0
			29	163,686,000	81,843,000	73,600,000	8,243,000	0	363,162,000	181,581,000	163,400,000	18,181,000	0	△ 199,476,000	△ 99,738,000	△ 89,800,000	△ 9,938,000	0
			30	1,672,000	836,000	700,000	136,000	0	151,987,800	75,993,900	68,300,000	7,693,900	0	△ 150,315,800	△ 75,157,900	△ 67,600,000	△ 7,557,900	0
			計	700,000,000	350,000,000	314,800,000	35,200,000	0	695,149,800	347,574,900	312,600,000	34,974,900	0	4,850,200	2,425,100	2,200,000	225,100	0
2 事業費	2 建設費	ストックマネジメント計画策定業務委託	29	14,904,000	7,452,000		7,452,000	0	14,904,000	7,452,000		7,452,000	0	0	0	0	0	0
			30	56,000,000	26,829,000		29,171,000	0	36,159,480	18,079,740		18,079,740	0	19,840,520	8,749,260	0	11,091,260	0
			計	70,904,000	34,281,000	0	36,623,000	0	51,063,480	25,531,740	0	25,531,740	0	19,840,520	8,749,260	0	11,091,260	0

報第23号

平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	△2.4	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第24号

平成30年度多治見市下水道事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、平成30年度多治見市下水道事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

下水道事業特別会計歳入歳出決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
下水道事業特別会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第25号

平成30年度多治見市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、平成30年度多治見市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
農業集落排水事業特別会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

認第12号

平成30年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成30年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

議第97号

平成30年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、平成30年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

認第13号

平成30年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成30年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

報第26号

平成30年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、平成30年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
水道事業会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第27号

平成30年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、平成30年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

病院事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
病院事業会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第28号

平成30年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、平成30年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

平成30年度多治見市財政向上指針の実施状況

項　　目	目標達成に必要な事項	決算数値
1　収入の増加及び支出の抑制	債権管理計画で定める収納率を達成するなど財源の確保に努めるとともに、経常経費の抑制に努めます。	・諸納付金の収納率　※【　】は目標値 ア　市税 現年度分　99.0%　【98.7%】 滞納繰越分　38.5%　【30.0%】 イ　諸納付金合計（市税を含む） 現年度分　98.9%　【98.8%】 滞納繰越分　31.8%　【27.8%】 ・経常経費（普通会計） 歳出額　263.5億円 歳出構成比　75.0%
2　市債残高（一般会計負担分）の上限	一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和元年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。	・一般会計で負担すべき市債残高　433.5億円 （平成29年度末残高　442.3億円） ・市債の実残高　546.4億円 （平成29年度末残高　557.2億円）
3　基金の適正な管理	(1)財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。	財政調整基金残高　46.9億円…① 災害復旧経費留保分　7.0億円…② リスク引当金　2.0億円…③ 財政調整基金可処分額（①－②－③）　37.9億円 （平成29年度末残高　30.4億円）
	(2)市債償還対策基金は、令和元年度までに5億円（合併特例債償還分を除く。）を積立てます。	平成30年度末残高　6.4億円 （平成29年度末残高　6.3億円） ※　合併特例債償還分を除く
	(3)修繕引当基金は、年度末残高を5億円以上確保します。	平成30年度末残高　12.7億円 （平成29年度末残高　12.7億円）
	(4)職員退職手当基金は、令和元年度までに20億円を積立てます。	平成30年度末残高　20.0億円 （平成29年度末残高　20.0億円）
	(5)庁舎建設基金は、令和4年度までに20億円を積立てます。	平成30年度末残高　17.1億円 （平成29年度末残高　16.1億円）
	(6)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。	平成30年度処分額　0.8億円 （平成30年度末残高　18.7億円）

議第98号

多治見市犯罪被害者等支援条例を制定するについて

多治見市犯罪被害者等支援条例を次のように制定するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　犯罪等　法第２条第１項に規定する犯罪等をいう。

（２）　犯罪被害者等　法第２条第２項に規定する犯罪被害者等及び犯罪被害者等と想定される者をいう。

（３）　二次的被害　犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が当該犯罪等に関して間接的に被る被害をいう。

（４）　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行うものをいう。

（５）　事業者　犯罪被害者等を雇用している市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（６）　関係機関等　国、岐阜県、岐阜県警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく実施されるものとする。

２　犯罪被害者等の支援は、個人情報の適正な取扱いの確保等により、二次的被害を生じさせないよう実施されるものとする。

３　犯罪被害者等の支援は、その犯罪等の種類及び性質に応じ、犯罪被害者等の心理に配慮するとともに、望まない干渉を行わないよう実施されるものとする。

４　犯罪被害者等の支援は、犯罪等により害を被った者のみならず、その家族及び遺族に対しても、その状況に応じて適切に実施されるものとする。

第４条　犯罪被害者等の支援は、犯罪の事実の認定及び加害者の特定を行うものではないことに留意しなければならない。

（市の責務）

第５条　市は、前２条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、犯罪被害者等の支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮し、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第８条　市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うものとする。

２　市は、前項の規定による支援を行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第９条　市は、犯罪被害者等が日常生活に支障を来すことがないよう、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を実施するものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第10条　市は、犯罪被害者等の支援について市民及び事業者の理解を深めるための施策を実施するものとする。

（犯罪被害者等の支援に取り組む者に対する研修等）

第11条　市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるようにするため、犯罪被害者等の支援に取り組む者に対し、研修その他の必要な施策を実施するものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第12条　市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

議第99号

多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて

多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第１条　多世代交流の促進、多機能化による市民の利便性の向上並びに児童の健康の増進及び情操のかん養を図るため、多治見市小泉交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　多治見市小泉交流センター

（２）　位置　多治見市小泉町７丁目178番地

（施設）

第３条　交流センターに次の施設を置く。

（１）　会議室、郷土資料コーナー及び運動場（以下「地域交流スペース」という。）

（２）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第３項の規定による多治見市小泉児童センター（以下「児童センター」という。）

（事業）

第４条　地域交流スペースは、次に掲げる事業を行う。

（１）　会議、展示会及び市民活動のための施設提供に関すること。

（２）　その他地域交流の促進のための施設提供に関すること。

２　児童センターは、次に掲げる事業を行う。

（１）　運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること。

（２）　健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること。

（３）　子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長に関すること。

（４）　その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業

（運営の基本）

第５条　交流センターは、第１条の目的を達成するため、第３条に規定する施設相互の連絡調整を密にすることにより、複合施設として有機的に運営されなければならない。

（指定管理者による管理）

第６条　交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第７条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　第４条に掲げる事業

（２）　交流センターの使用許可に関すること。

（３）　交流センターの維持管理に関すること。

（４）　使用料の徴収に関すること。

（５）　その他市長が必要と認めること。

（開館時間等）

第８条　交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（使用の申請及び許可）

第９条　交流センターの施設（運動場を除く。以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童であって児童センターを個人で使用しようとするものについては、この限りでない。

２　指定管理者は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。

３　第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその許可に係る事項を変

更しようとするときも、前２項と同様とする。

（使用の制限）

第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）　宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に使用しようとするとき。

（３）　施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（４）　その他交流センターの管理上支障があるとき。

（使用の許可の取消し等）

第11条　指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）　この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

（３）　偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

２　前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第12条　使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第13条　使用者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として納入しなければならない。ただし、第９条第１項ただし書の規定により使用する場合は、この限りでない。

２　使用料は、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

３　前項本文の規定にかかわらず、市長が規則で定める手続により申請した場合にあっては、使用の前までの期間内で規則で定める日までに納入しなければならない。

（使用料の還付）

第14条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第15条　指定管理者は、市長が別に定めるところにより、使用料を減免することができる。

（原状回復の義務）

第16条　使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第11条第１項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

（目的外使用）

第17条　市長は、別表に掲げる部屋及び運動場を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。

２　第９条から前条までの規定は、前項の規定による目的外使用に準用する。この場合において、第９条第１項中「交流センターの施設（運動場を除く。以下「施設」という。)」とあるのは「交流センターの施設（以下「施設」という。)」と、同条第１項及び第２項、第10条並びに第11条第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第２項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第13条第２項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と読み替えるものとする。

（入館の制限）

第18条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

（１）　他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

（２）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

（３）　その他交流センターの管理上支障があると認められる者

（損害賠償の義務）

第19条　原状の回復を怠った者又は施設を毀損し、若しくは滅失した者は、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

2　施設の使用の申請の受理、使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3　多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表多治見市大原児童館の項を削る。

4　多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「幼児又は少年」を「児童」に改める。

5　次に掲げる条例の規定中「幼児及び少年」を「児童」に改める。

（１）　多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第５号）第９条第１項第１号

（２）　多治見市児童館の設置及び管理に関する条例第２条

（３）　多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例（平成８年条例第３号）第９条第１項第１号

（４）　多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例（平成９年条例第２号）第９条第１項第１号

別表（第13条、第17条関係）

区分	使用料（１時間までごとに）	冷暖房設備使用料（１時間までごとに）
大会議室	310円	100円
小会議室	210円	100円
遊戯室	390円	100円
運動場	390円	―

議第100号

多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて

多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第１条　児童の健康の増進及び情操のかん養並びに文化・生涯学習の振興並びに市民の連帯意識の醸成を図るため、多治見市精華交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　多治見市精華交流センター

（２）　位置　多治見市上野町４丁目23番地の１

（施設）

第３条　交流センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第３項及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第42条第１項の規定により、次の施設を置く。

（１）　多治見市精華児童館（以下「精華児童館」という。）

（２）　多治見市精華公民館（以下「精華公民館」という。）

２　精華児童館は、その目的を妨げない限度において、精華公民館の事業の用に供するものとする。

（事業）

第４条　精華児童館は、次に掲げる事業を行う。

（１）　運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること。

（２）　健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること。

（３）　子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長に関すること。

（４）　その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業

２　精華公民館は、次に掲げる事業を行う。

（１）　講座、講習会、講演会、展示会等の開催に関すること。

（２）　図書、記録、資料等の収集及び提供に関すること。

（３）　文化・生涯学習の活動支援に関すること。

（４）　会議、展示会及び市民活動のための施設提供に関すること。

（５）　その他文化・生涯学習の振興のために必要な事業

（運営の基本）

第５条　交流センターは、第３条第１項に規定する施設相互の連絡調整を密にすることにより、複合的施設として有機的に運営されなければならない。

（指定管理者による管理）

第６条　交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第７条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　第４条に掲げる事業

（２）　交流センターの使用許可に関すること。

（３）　交流センターの維持管理に関すること。

（４）　使用料の徴収に関すること。

（５）　その他市長が必要と認めること。

（開館時間等）

第８条　交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（使用の申請及び許可）

第９条　交流センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、

あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童であって精華児童館を個人で使用しようとするものについては、この限りでない。

２　指定管理者は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。

３　第１項の許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、前２項と同様とする。

（使用の制限）

第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）　宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に使用しようとするとき。

（３）　施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（４）　その他交流センターの管理上支障があるとき。

（使用の許可の取消し等）

第11条　指定管理者は、第９条の規定により施設を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）　この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

（３）　偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

２　前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第12条　使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第13条　使用者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として納入しなければならない。ただし、第９条第１項ただし書の規定により使用する場合

は、この限りでない。

２　使用料は、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

３　前項本文の規定にかかわらず、市長が規則で定める手続により申請した場合にあっては、使用の前までの期間内で規則で定める日までに納入しなければならない。

（使用料の還付）

第14条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第15条　指定管理者は、市長が別に定めるところにより、使用料を減免することができる。

（原状回復の義務）

第16条　使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第11条第１項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

（目的外使用）

第17条　市長は、別表に掲げる部屋を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。

２　第９条から前条までの規定は、前項の規定による目的外使用に準用する。この場合において、第９条第１項及び第２項、第10条並びに第11条第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第２項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第13条第２項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と読み替えるものとする。

（入館の制限）

第18条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

（１）　他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

（２）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

（３） その他交流センターの管理上支障があると認められる者

（損害賠償の義務）

第19条　原状の回復を怠った者又は施設若しくは設備を損傷した者は、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

２　施設の使用の申請の受理、使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

３　多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表実習室の項中「450円」を「350円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考　実習室において、調理設備を使用する場合は、午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき100円を加算する。

４　前項による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以降の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

５　多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表多治見市本土児童館の項を削る。

６　多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表多治見市精華公民館の項を削る。

別表第１精華公民館の項を削り、同表備考中「精華公民館、」を削る。

別表（第13条、第17条関係）

区分	使用料（午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（１時間までごとに）
大ホール	990円	210円
遊戯室	620円	210円
研修室	350円	100円
会議室	210円	100円
多目的実習室	350円	100円
和室	210円	100円

備考

１　多目的実習室において、調理設備を使用する場合は、午前９時から始まる１時間ごとの区分及び午後８時からの１時間30分の区分につき100円を加算する。

２　和室の面積を２分の１に分割し、これを一単位として使用させることができる。この場合の使用料は、この表に定める使用料の２分の１に相当する額とする。

議第101号

多治見市タバコの害から市民を守る条例を制定するについて

多治見市タバコの害から市民を守る条例を次のように制定するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市タバコの害から市民を守る条例

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　タバコによる危険の防止（第６条―第８条）
第３章　受動喫煙の防止（第９条―第15条）
第４章　その他（第16条・第17条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、公共の場における喫煙の制限等に関し必要な事項を定めることにより、タバコによる健康被害等（望まない受動喫煙及び20歳未満の者の受動喫煙（以下「望まない受動喫煙等」という。）による健康被害並びにタバコによる火傷等の身体への被害及び焼損等の物への被害をいう。以下同じ。）を未然に防止し、もって市民の健康及び安全を守ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に定めるところによる。ただし、「タバコ」とは、法第28条第１号に規定するたばこをいう。

（市の責務）

第３条　市は、タバコによる健康被害等が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、タバコによる健康被害等の防止に関する意識の啓発、環境の整備その他のタバコによる健康被害等を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

２　市は、前項のタバコによる健康被害等を防止するための措置の推進のため、タバコによる健康被害等の防止に関し必要な施策について、市民、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）及び旅客運送事業自動車等（以下「施設等」という。）の管理権原者（施設等の管理について権原を有する者をいう。）その他の関係者と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、タバコによる健康被害等について理解を深めるとともに、市が実施するタバコによる健康被害等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者及び施設等の管理権原者の責務）

第５条　事業者（市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。）及び施設等の管理権原者は、その事業活動又は施設等の管理を行うに当たっては、タバコによる健康被害等を防止するための環境の整備に取り組むとともに、市が実施するタバコによる健康被害等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第２章　タバコによる危険の防止

（タバコによる危険の防止）

第６条　何人も、喫煙に当たっては、タバコにより他者の身体又は物を害することがないよう、周囲の状況に配慮しなければならない。

（歩きタバコ等の禁止）

第７条　何人も、タバコによる危険の防止のため、歩きタバコ等（歩行中及び自転車等に乗車中に喫煙をすることをいう。）をしてはならない。

（路上喫煙の禁止）

第８条　何人も、特に喫煙を禁止すべき区域として市長が別に定める区域においては、喫煙をしてはならない。

第３章　受動喫煙の防止

（望まない受動喫煙等に係る配慮義務）

第９条　何人も、望まない受動喫煙等を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

２　何人も、20歳未満の者の周辺において喫煙をしないよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第10条　保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。）は、いかなる場所においても、その監護する未成年者に対し、受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

（第１種施設の管理権原者の責務）

第11条　第１種施設（第14条第１項に規定する施設を除く。）の管理権原者は、当該施設の屋外の場所に特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。

（第２種施設等の管理権原者の責務）

第12条　第２種施設等（第２種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいい、第14条第１項に規定する施設を除く。）の管理権原者は、当該第２種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第３条第１項に規定する指定たばこをいう。以下同じ。）のみの喫煙をすることができる場所として定めようとする場合においては、専ら喫煙をすることができる場所として定めるよう努めなければならない。

２　既存特定飲食提供施設（改正法附則第２条第２項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。）の管理権原者は、当該既存特定飲食提供施設に喫煙可能室（改正法附則第２条第１項の規定により読み替えられた改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第33条第３項第１号に規定する喫煙可能室をいう。）を設置しようとする場合は、喫煙専用室（新法第33条第３項第１号に規定する喫煙専用室をいう。）を設置するよう努めなければならない。

（特定施設等の管理権原者の責務）

第13条　屋内に喫煙をすることができる場所がない特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）の管理権原者は、当該特定施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、屋内に喫煙することができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。

（市の施設における措置）

第14条　市が設置又は管理する公用又は公共の用に供する施設（通常人の立ち入らない場所を除く。）においては、何人も喫煙をしてはならない。

２　前項の施設の管理権原者は、当該施設に喫煙場所を設けてはならない。

３　第１項の施設の管理権原者は、当該施設における喫煙を禁止しなければならない。

（適用除外）

第15条　次に掲げる場所については、前４条の規定は、適用しない。

（１）　人の居住の用に供する施設（次号に掲げる場所を除く。）で規則で定める場所

（２）　旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第１項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第３項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第４項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）

（３）　主に車両の交通の用に供する場所（歩道等を含み、自動車の交通の用に供さないもの及び交通以外の用途を主たる用途としている部分を除く。）

（４）　河川敷（公園に類する用途を主たる用途としている部分を除く。）

（５）　その他前各号に掲げる場所に準ずる場所として規則で定める場所

２　施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該該当する場所については、前４条の規定は、適用しない。

第４章　その他

（違反に対する指導）

第16条　市長は、第７条及び第８条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止、喫煙を禁止されている区域からの退出を求める等の指導を行うものとする。

（委任）

第17条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議第102号

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定する
について

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与（第５条―第21条）
第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第22条―第34条）
第４章　雑則（第35条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の２第５項及び第204条第３項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（給与）

第２条　会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の２第１項第２号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」とい

う。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とし、同項第１号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当とする。

２　この条例に基づく給与は、第５条に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

３　公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第３条　多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第２号。以下「給与条例」という。）第14条第２項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（会計年度任用職員の手当の支給方法）

第４条　給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料額の調整）

第５条　給与条例第２条第３項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（給料表）

第６条　フルタイム会計年度任用職員の給料表は、給与条例第３条第１項に規定する給料表のうち別表第１に定める範囲を準用する。

（職務の級）

第７条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを別表第１に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第２に定める等級別基準職務表によるものとする。

２　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

（号給）

第８条　フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市の規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（任命権者の責務）

第９条　任命権者は、市の規則で定めるところに従い、それぞれその所属のフルタイム会計年度任用職員がその毎月の給料の支給を受けるようこの条例を適用しなければならない。

（給料の支給）

第10条　給与条例第７条及び第８条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第５項中「勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員（法第22条の２第１項第２号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員をいう。）について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（地域手当）

第11条　給与条例第11条の２の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（通勤手当）

第12条　給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（特殊勤務手当）

第13条　給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（給与の減額）

第14条　給与条例第14条第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「勤務時間条例第８条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第９条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と、「勤務時間条例第10条第１項の規定により代休日」とあるのは「代休日」と、「勤務時間条例第９条に規定する12月29日から翌年の１月３日までの日」とあるのは「12月29日から翌年の１月３日までの日」と、「勤務時間条例第11条に規定する休暇（組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた有給の休暇」と、「第18条第１項」とあるのは「多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条」と、「多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第３号。以下「特殊勤務手当条例」という。）」とあるのは「多治見市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第３号）」と、「第18条第２項」とあるのは「多治見市会

計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条」と読み替えるものとする。

（時間外勤務手当）

第15条　給与条例第15条第１項、第２項及び第４項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第１項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは「多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条」と、同条第２項中「勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ同条例第３条第２項又は第４条により割り振られた」とあるのは「あらかじめ当該会計年度任用職員について割り振られた」と、「第18条第１項」とあるのは「多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条」と、同条第４項中「第18条」とあるのは「多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条」と読み替えるものとする。

（休日勤務手当）

第16条　給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「勤務時間条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と、「勤務時間条例第４条及び第５条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「おいて正規の勤務時間」とあるのは「おいて当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と、「第18条」とあるのは「多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条」と読み替えるものとする。

（夜間勤務手当）

第17条　給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第18条　給与条例第17条の２の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第14条第１項」とあるのは「多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と、「前３条」とあるのは「同条例第15条から第17条まで」と読み替えるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第19条　給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（期末手当）

第20条　給与条例第18条の４から第18条の６まで（第18条の４第１項後段を除く。）の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第18条の４第２項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」と読み替えるものとする。

２　任期の定めが６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員を第１項に規定する任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

４　12月に期末手当を支給する場合において、任期の定めが６月未満のフルタイム会計年度任用職員で当会計年度の末日まで任期があり、かつ、同日の翌日に任期が２月以上のフルタイム会計年度任用職員として任用が行われないことが明らかではない者は、第１項に規定する任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（退職手当）

第21条　給与条例第19条の３の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償

（報酬）

第22条　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間に年間勤務日数を乗じた値を基準となる年間の勤務時間数として規則で定める値で除して得た値を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

２　時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た値を基準となる年間の勤務時間数として規則で定める値で除して得た額とする。

３　前２項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）第２条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第６条から第８条までの規定を適用して得た額に、給与条例第11条の２第２項に規定する100分の20以内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

（特殊勤務に係る報酬）

第23条　給与条例第13条に規定する種類の勤務に従事したパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務に係る報酬を支給する。

２　特殊勤務に係る報酬の支給は、給与条例第13条の規定により支給される特殊勤務手当の例による。

（報酬の減額）

第24条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が当該職員について定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務

時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、パートタイム会計年度任用職員について定められた有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

（時間外勤務に係る報酬）

第25条　パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　前２項の規定にかかわらず、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替（多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第５条の規定に準じて行う勤務時間の割り振りをいう。）により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、

第29条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

４　次に掲げる時間の合計が１月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（１）　第１項の勤務の時間　100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）

（２）　前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）　100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第26条　祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第29条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員には、当該休日等の勤務に対して同項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第27条　正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき次条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

（報酬の端数計算）

第28条　第24条に規定する勤務１時間当たりの報酬額及び前３条の規定により勤務１時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの報酬額）

第29条　勤務１時間当たりの報酬額は、月額により報酬を定められているものについては、報酬の月額に12を乗じて得た額を年間当たりのその者の正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額により報酬を定められているものについては、その額とする。

（期末手当）

第30条　給与条例第18条の４から第18条の６まで（第18条の４第１項後段を除く。）の規定及び第20条第２項から第４項までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（市の規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条の４第２項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められている法第22条の２第１項第１号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）についてはその額（法第22条の２第１項第２号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）、時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれの基準日以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と、第20条第２項から第４項までの規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（報酬の支給）

第31条　報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、報酬は、市の規則で定める支給日に支給する。ただし、勤務形態等を考慮して別に計算期間を定める必要があるものについては、この限りでない。

２　時間額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務時間に応じて報酬を支給する。

３　月額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の１日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（任命権者が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬）

第32条　第22条の規定にかかわらず、勤務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額とし、その額は給与条例第３条第１項に規定する給料表の２級の欄に掲げる給料月額の範囲内で、市の規則で定める。

（通勤に係る費用弁償）

第33条　パートタイム会計年度任用職員が、給与条例第12条に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２　通勤に係る費用弁償の支給については、55,000円を超えない範囲内で市の規則で定める。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第34条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

２　旅行に係る費用弁償の額は、多治見市職員等の旅費に関する条例（平成４年条例第６号）の例による。

第４章　雑則

（委任）

第35条　この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（令和２年６月に支給する期末手当に係る在職期間の特例）

２　この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第３条第３項第３号に規定する特別職として任用されていた者及び法第３条第２項に規定する一般職として任用されていた職員のうち常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）として任用されていた者に係る令和元年12月２日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第20条及び第30条において準用する給与条例第18条の４第２項に規定する在職期間に通算するものとする。

（給与改定の不適用）

３　人事院の勧告による国家公務員の給与改定に準じ、給与条例を改正し、当該改正の年度における給与について当該改正後の規定が適用された場合においても、会計年度任用職員の当該改正の年度における給与については、当該改正後の規定は適用しない。

別表第１（第６条、第７条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級	号給の範囲
１級	１号給から93号給まで
２級	１号給から125号給まで

別表第２（第７条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定型的又は補助的な業務を行う職務
２級	相当の知識又は経験を必要とする職務

議第103号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

（多治見市議会議員政治倫理条例の一部改正）

第１条　多治見市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第６条第８号中「臨時職員等」を「非常勤の職員等」に改める。

（多治見市職員による公益通報に関する条例の一部改正）

第２条　多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「(多治見市職員定数条例（昭和46年条例第22号）に定める職員以外の臨時の職員を含む。)」を削り、「第３条第３項第３号に規定する本市の臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者」を「第３条第３項第３号及び第３号の２に掲げる特別職に属する本市の職員」に改める。

（多治見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第３条　多治見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第３条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び同法第22条の２第１項第２号に掲げる職員」を加える。

（多治見市職員定数条例の一部改正）

第４条　多治見市職員定数条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「臨時の職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の３の規定により任用される職員」に改める。

（多治見市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第５条　多治見市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号及び第11条第３号中「第22条第１項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第６条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第22条第１項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第７条　多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第２条第２項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第18条　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市の規則で定める。

（多治見市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第８条　多治見市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１項を加える。

５　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用

については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（多治見市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第９条　多治見市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第４条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の２第１項第１号に掲げる職員については、報酬の額（多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第　号）第23条の規定による特殊勤務に係る報酬の額、同条例第25条の規定による時間外勤務に係る報酬の額、同条例第26条の規定による休日勤務に係る報酬の額及び同条例第27条の規定による夜間勤務に係る報酬の額を除く。)」を加える。

（多治見市職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条　多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「職員」の次に「(法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)」を加える。

第３条第２項中「第19条の２に規定する職員以外のすべて」を「全て」に改める。

第17条の次に次の１条を加える。

（端数計算）

第17条の２　第14条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額及び前３条の規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

第19条の２を次のように改める。

第19条の２　削除

別表第１備考を削る。

（多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第11条　多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１項を加える。

２　前項第１号の規定にかかわらず、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。ただし、同項第１号に掲げる職員については、これらのうち退職手当を除く。

第３条中「多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第２号）」の次に「又は多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第　号）」を加える。

第４条を削り、第５条を第４条とする。

（多治見市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第12条　多治見市職員等の旅費に関する条例（平成４年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第３条に規定する一般職の職員」を、「一般職の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第１項に規定する職員に限る。）」に改め、同項第２号中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改め、同条第３項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

（多治見市職員退職手当に関する条例の一部改正）

第13条　多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。

（多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条　多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員並びに同法」を加え、同条に次の１項を加える。

４　前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、企業手当及び退職手当とする。ただし、

同項第１号に掲げる職員については、これらのうち退職手当を除く。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第２項中「、第18条の３第１項及び第19条の２」を「及び第18条の３第１項」に改め、「と、給与条例第19条の２中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を削る。

３　多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条の13の表第19条の２の項を削る。

議第104号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第２　21の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

議第105号

多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市印鑑条例の一部を改正する条例

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第３条本文中「(以下「登録申請者」という。)」を削り、同条ただし書中「登録申請者」を「その者」に改める。

第４条第２項第１号中「住民票（法第６条第１項に規定する住民票をいう。以下同じ。)」を「住民基本台帳」に改め、「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第１項」を「令第30条の16第１項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第２号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第３項中「住民票」の次に「(法第６条第１項に規定する住民票をいう。以下同じ。)」を加え、「記録されている」を「記載（同条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第５条第１項中「第３条」の次に「又は第８条第２項」を加え、「登録申請者」を「印鑑登録申請をしようとする者（以下この条において「登録申請者」という。)」に、「印鑑登録申請書」を「申請書」に改める。

第６条第１項第４号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏

の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「及び通称」を「及び当該通称」に改め、同項中第６号を削り、第７号を第６号とし、同項第８号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第７号とし、同項第９号を同項第８号とし、同条第２項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」を削る。

第８条の見出しを「(印鑑の再登録)」に改め、同条第１項中「印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損したときは、印鑑登録証の再交付」を「次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の再登録」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したとき。

（２）　印鑑登録証の登録番号が判読できなくなったとき。

第８条第２項中「再交付」を「再登録」に改め、同条第３項中「印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して直接に」を「当該申請に係る登録済みの印鑑の登録を抹消するとともに、前３条に規定するところにより、新たに印鑑を登録し、」に改める。

第９条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第12条第１項第３号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第14条第１項第１号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「及び通称」を「及び当該通称」に改め、同項中第３号を削り、第４号を第３号とし、同項第５号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第４号とする。

附　則

１　この条例は、令和元年11月５日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の第６条の規定は、施行日以後に登録する印鑑登録原票について適用し、施行日前に登録した印鑑登録原票については、なお従前の例による。

議第106号

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（多治見市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第６項中「当該各項に」を「これらの規定に」に、「１か月」を「１箇月」に改め、「、若しくは法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第２項又は第３項の規定の」に改める。

第18条の４第１項中「１か月」を「１箇月」に改め、「、若しくは法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定により失職し」を削り、同条第４項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条の５第２号中「(同法第16条第１号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第３号中「１か月」を「１箇月」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第４号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条の７第１項中「１か月」を「１箇月」に改め、「、若しくは法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定により失職し」を削り、同条第２項第１号中「、若しくは失職し」を削る。

（多治見市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第２条　多治見市職員等の旅費に関する条例（平成４年条例第６号）の一部を次のよ

うに改正する。

第３条第３項中「第16条第２号から第５号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第５項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第６項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

（多治見市職員退職手当に関する条例の一部改正）

第３条　多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項第２号中「(同法第16条第１号に該当する場合を除く。)」を削る。

（多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第４条　多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第４条中第１号を削り、同条第２号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第２号とし、同条第４号を同条第３号とする。

第５条第２項第１号中「第３号」を「第２号」に改める。

（多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条　多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第２項第２号中「(同法第16条第１号に該当する場合を除く。)」を削る。

附　則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第４条の規定は、公布の日から施行する。

議第107号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表52の６の項種類の欄中「１の住戸」を「１棟の戸数が１のもの」に、「１戸を超え５戸」を「１を超え５」に改め、同項単位の欄中「１戸につき」を「１件につき」に改め、同項備考の欄中「申請に係る建築物」の次に「（法第29条第３項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。52の７の項において同じ。）」を加え、「加えた額とする。」を「加えた額とする。

法第29条第３項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。」

に改める。

別表52の７の項種類の欄中「１の住戸」を「１棟の戸数が１のもの」に、「１戸を超え５戸」を「１を超え５」に改め、同項単位の欄中「１戸につき」を「１件につき」に改め、同項金額の欄中「19,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、36,000円）」を、「3,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、5,000円）」を、「38,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、73,000円）」を、「6,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、10,000円）」を、「54,000円」の次に「（新たに追加される建築物に

あっては、103,000円）」を、「10,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、17,000円）」を、「59,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、116,000円）」を、「129,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、256,000円）」を、「47,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、92,000円）」を、「207,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、407,000円）」を、「80,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、154,000円）」を、「17,000円」の次に「（新たに追加される建築物にあっては、29,000円）」を加え、同項備考の欄中「加えた額とする。」を

「加えた額とする。

法第29条第３項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。」

に改める。

附　則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４号）第１条の施行の日から施行する。

議第108号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表57の部消防法第11条第１項前段の規定による設置の許可申請手数料の款貯蔵所の項中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和元年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の別表の規定は、施行日以後に申請があったものに係る手数料から適用し、施行日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

議第109号

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例の一部を改正するについて

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例（平成27年条例第２号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例の一部を改正する条例

多治見市子どものための教育・保育給付の支給要件に関する条例（平成27年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第１条第１号」を「第１条の５第１号」に改め、同条第２項中「第１条第10号」を「第１条の５第10号」に改める。

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

議第110号

多治見市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正するについて

多治見市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例（平成27年条例第３号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

多治見市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例（平成27年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

議第111号

多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第１号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第５号中「及び待合室」を「、待合室及び霊安室」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第12条関係）

式場等使用料

区分	単位	死亡者等が本市の住民であるとき	死亡者等が本市の住民以外の者であるとき
式場（全面使用する場合）	午後３時から始まる24時間ごとの区分	71,290円	356,480円
	１時間までごとに	2,990円	14,870円

	（ただし、上記区分の前後に限る。）		
式場（一部使用する場合）	午後３時から始まる24時間ごとの区分	50,930円	254,630円
	１時間までごとに（ただし、上記区分の前後に限る。）	2,130円	10,620円
待合室	１時間までごとに	720円	3,560円
霊安室	24時間までごとに	5,090円	25,470円
	１時間までごとに（ただし、上記区分の後に限る。）	220円	1,070円

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

議第112号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表高根の部昭和35年度の款高根町４丁目の項を削る。

附　則

この条例は、令和元年11月１日から施行する。

議第113号

多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正するについて

多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年条例第37号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、本則に第１号として次の１号を加える。

（１）　図書館及び公民館の設置、管理及び廃止に関すること。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第114号

多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて

多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第９号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第35条第１項中「第５条」を「第６条」に改める。

附　則

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

議第123号

損害賠償の額を定めるについて

平成30年３月23日付けで本市が譲渡した多治見市笠原町字森下1647番337外１筆の土地につき、その土地の瑕疵による損害賠償額を次のとおり定める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　損害賠償額　　一金　3,240,000円

２　賠　償　先　　愛知県岡崎市中島町字川田30番地

有限会社　高木圧送

代表取締役　髙木　京子

議第124号

損害賠償の額を定めるについて

平成31年２月６日午前11時頃、市内金岡町４丁目地内の陶都通りにおいて、本市職員（環境課所属）の運転する公用車が西進中、右車線に車線変更しようとした際、後続の車両に気づきハンドルを戻したところ、信号停止中の軽乗用車に追突し、運転者に頚部挫傷を負わせるとともに、同車両を損傷させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるものとする。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　1,669,518円

議第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　施設の名称

多治見市旭ケ丘保育園

２　指定管理者の名称等

多治見市幸町７丁目２番地の２

社会福祉法人前畑育英会

理事長　坂﨑　義雄

３　指定期間

令和２年４月１日から令和７年３月31日まで（５年間）

議第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　施設の名称

多治見市駅北ロータリー駐車場

多治見市駅南ロータリー駐車場

多治見市駅東原動機付自転車駐車場

２　指定管理者の名称等

愛知県名古屋市西区新福寺町１丁目57番地

蔦井株式会社

代表取締役社長　熊田　光男

３　指定期間

令和２年４月１日から令和５年３月31日まで（３年間）

議第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　施設の名称

多治見市駅北立体駐車場

２　指定管理者の名称等

多治見市本町３丁目80番地

多治見まちづくり株式会社

代表取締役　佐藤　金吾

３　指定期間

令和２年４月１日から令和５年３月31日まで（３年間）

議第128号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、町の区域を次のように変更する。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

以下の土地並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を本町一丁目に変更する。

町	地　　番
田代町一丁目	１番１から６まで、２番、78番、90番２、91番１、93番から98番まで、101番から114番まで、115番、115番２、116番
田代町二丁目	85番、87番から92番まで
音羽町二丁目	54番８、79番６、79番８、９及び15、107番２、109番３及び４、121番

議第129号

東濃農業共済事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、次のとおり東濃農業共済事務組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

東濃農業共済事務組合規約の一部を改正する規約

東濃農業共済事務組合規約（平成８年岐阜県指令恵総第1498号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の１条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第15条　組合が解散した場合においては、中津川市が事務を承継する。

附　則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第130号

東濃農業共済事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり東濃農業共済事務組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

東濃農業共済事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、東濃農業共済事務組合の解散について、次のとおり定める。

１　解散の期日

令和２年３月31日をもって解散するものとする。

２　解散の理由

農業共済事業のより一層の効率化、合理化を目指して、令和２年４月１日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、東濃農業共済事務組合を解散しようとするものである。

３　事業の譲渡

解散に伴い、東濃農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲り渡すものとする。

議第131号

東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、東濃農業共済事務組合の解散に伴い、次のとおり財産を処分することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、東濃農業共済事務組合の解散に伴う財産について次のとおり定める。

東濃農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて岐阜県農業共済組合へ帰属させるものとする。

議第132号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

記

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	加藤　智章	＊＊＊＊＊＊＊＊	新任（任期は、令和５年９月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員　前田　市朗氏の任期が、令和元年９月30日に満了するため、後任として加藤　智章氏を新たに任命する。

議第133号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項（同法第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

区分	整理番号	路 線 名	起点 終点	重要な経過地
廃止	２０２１	211901	多治見市　本町１丁目　３番１　地先から 同　　市　栄町１丁目　24番　地先まで	
認定	２０２１	211901	多治見市　本町１丁目　91番　地先から 同　　市　栄町１丁目　24番　地先まで	

議第134号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
２２２８	211927	多治見市　田代町１丁目　101番　　地先から 同　　市　田代町１丁目　106番　　地先まで	

議第135号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
２３４２	211914	多治見市　田代町１丁目　　１番２　　地先から 同　　市　田代町１丁目　113番　　地先まで	

議第136号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
２３４３	211920	多治見市　音羽町２丁目　79番７　　地先から 同　　市　音羽町２丁目　79番７　　地先まで	

議第137号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項（同法第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月23日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

区分	整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
廃止	８２５１	860814	多治見市　笠原町字平下　952番13　地先から 同　　市　笠原町字平下　948番25　地先まで	
認定	８２５１	860814	多治見市　笠原町字平下　952番13　地先から 同　　市　笠原町字平下　948番25　地先まで	